

は、環境基準等を超える値がみられるものの、遮音壁の設置により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているカワコザラ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコアジサシ、ミナミメダカ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノカラマツ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから、影響はない若しくは軽微であると予測されている。

加えて、起業者は、今後工事による改変区域内及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。

なお、今後、工事施工中に遺跡等が発見された場合は、起業者は、埼玉県教育委員会と協議の上、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、4車線の道路をバイパス方式により整備する事業であり、その事業計画は道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、和光市区間については平成28年12月27日付けで変更決定された都市計画と、朝霞市区間については平成28年12月27日付け、令和4年9月20日付け及び令和5年10月6日付けで変更決定された都市計画と、志木市区間については平成28年12月27日付けで変更決定された都市計画と、一部区間の幅員を除き基本的内容について、それぞれ整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる一般国道254号和光川越間バイパス建設促進期成同盟会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用とすることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

○中部地方整備局告示第百六十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、令和六年六月二十五日付けをもつて次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和六年七月十八日

中部地方整備局長 佐藤 寿延

昭和55年建設省告示第1292号第1第2号による嫌気濾床接触ばっ気方式

製造者の住所・氏名	愛知県知多郡美浜町大字北方字西側85-1 大栄産業(株) 代表取締役 木村 雄三
工場の所在地及び名称	沖縄県中頭郡西原町字小那覇680番地 琉球設備工業(株)
認定番号	浄化槽の名称
5-24-1E-001	ダイエー浄化槽 FCKⅢ5型
" -1	" FCKⅢ7型

○九州地方整備局告示第百八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和六年七月十八日から一週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月十八日

九州地方整備局長 森田 康夫

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 三号
- (三) 道路の区域

区 間 後 変 更 前 敷 地 の 幅 員 延 長

鳥栖市曾根崎町字券合九七四番一から同市酒井西町	前	二九・三六（四・三）メートル	〇・〇四五
字溝狭間八八四番二まで	後	二七・二九（四・三）メートル	〇・〇四五

(四) 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第百八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和六年七月十八日から一週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月十八日

九州地方整備局長 森田 康夫

路線名	供 用 開 始 の 区 間	図 面 縦 覧 場 所
三 号	鳥栖市曾根崎町字本成一〇〇三番三から同市酒井西町字溝狭間八八四番二まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所
供用開始の日	令和六年七月十八日	